

専決処分の報告について

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古谷 義幸



専 決 処 分 書

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月21日

秦野市長 古谷 義幸



理由

建築基準法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

## 秦野市条例第26号

### 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第70条中「政令第129条の2第2項に定める階避難安全性能」を「政令第129条第2項に定める階避難安全性能」に改める。

第71条中「政令第129条の2の2第2項に定める全館避難安全性能」を「政令第129条の2第3項に定める全館避難安全性能」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

報告第16号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)            第70条 <u>政令第129条第2項に定める階避難安全性能</u>を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第18条（児童福祉施設等を除く。）、第27条第1項、第34条第1項（通路の幅に限る。）、第41条第4項第1号から第3号まで及び第44条第2項から第4項までの規定は、適用しない。</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)            第70条 <u>政令第129条の2第2項に定める階避難安全性能</u>を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第18条（児童福祉施設等を除く。）、第27条第1項、第34条第1項（通路の幅に限る。）、第41条第4項第1号から第3号まで及び第44条第2項から第4項までの規定は、適用しない。</p>
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)            第71条 <u>政令第129条の2第3項に定める全館避難安全性能</u>を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第18条（児童福祉施設等を除く。）、第26条、第27条第1項、第32条、第34条第1項（通路の幅に限る。）、第38条、第39条第2項、第41条、第44条第2項から第4項まで、第46条第2項及び第54条の規定は、適用しない。</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)            第71条 <u>政令第129条の2の2第2項に定める全館避難安全性能</u>を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第18条（児童福祉施設等を除く。）、第26条、第27条第1項、第32条、第34条第1項（通路の幅に限る。）、第38条、第39条第2項、第41条、第44条第2項から第4項まで、第46条第2項及び第54条の規定は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。